

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

第 5 次東伊豆町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和 7 年 4 月
東 伊 豆 町

目 次

第1章 基本的事項.....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の期間.....	2
3 計画の対象.....	2
第2章 温室効果ガス総排出量の現状.....	4
1 温室効果ガス総排出量の現状.....	4
第3章 計画の目標.....	5
1 温室効果ガス排出量の削減目標	5
2 個別目標	5
第4章 計画の推進.....	6
1 計画の推進.....	6
2 計画の点検.....	8
3 計画の見直し.....	8
第5章 具体的な取組.....	9
1 取組の方針.....	9
2 取組内容	9
資料 令和5年度温室効果ガス排出量調査結果.....	13

第1章 基本的事項

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等のリスクが更に高まると予測されています。

地球温暖化対策の推進のために、国際的には「京都議定書」及び「パリ協定」が、また国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が規定されています。平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、京都議定書の国内担保法として策定され、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務が定められています。

国際社会においては、平成27年にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」(COP21)にて、令和2年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが定められています。平成30年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を令和32年までに正味ゼロとすることが必要とされています。

国では令和32年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。中期目標として令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度比46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されました。

町では、令和6年度に東京電力パワーグリッド株式会社とカーボンニュートラルの実現に向けた包括的な連携協力に関する協定を締結し、目標に向け取り組んでいます。

このたび第4次東伊豆町地球温暖化対策実行計画（以下実行計画という）の計画期間が終了したことに伴い、今後6年間の当町における事務、事業によって発生する温室効果ガスの削減に取り組むため、第5次実行計画を策定するものです。

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画を策定するものです。

本計画に基づき、町が率先して温室効果ガスの排出を削減するための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることとします。

2 計画の期間

計画の期間は令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

3 計画の対象

(1) 対象物質

二酸化炭素とします。

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」 第2条第3項で対象としている温室効果ガスは、7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふッ化硫黄、三ふッ化窒素）です。しかし、当町の事務・事業によって排出される温室効果ガスのほとんどを二酸化炭素が占めていることから、本計画では対象を二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとしました。

（２） 対象範囲

対象範囲は、町に係る全ての事務・事業とします。

なお、外部（広域組合、民間企業等）へ委託している事業（施設の管理運営を含む）については、原則として計画の対象外とします。

【調査施設】

事 務 部 門：役場庁舎

学校・幼稚園部門：中学校（２校）、小学校（２校）、幼稚園（１園）、給食センター

上 下 水 道 部 門：浄水場（２か所）、ポンプ室、取水場（２か所）

消 防 部 門：消防団

保 健 福 祉 部 門：保健福祉センター

文化・教育施設部門：図書館、体育センター、野球場、よりみち 135

第2章 温室効果ガス総排出量の現状

1 温室効果ガス総排出量の現状

東伊豆町における温室効果ガス総排出量は、以下のとおりでした。

(※調査結果の詳細は、巻末の「資料 令和5年度温室効果ガス排出量調査結果」に掲載)

【東伊豆町 温室効果ガス総排出量（現状 令和5年度）】

1, 980, 888 kg - CO₂

表 2-1 温室効果ガス排出量（令和5年度）

部 門 別	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
東伊豆町全体	1,980,888 (100%)
事務部門	224,570 (11.3%)
学校・幼稚園部門	338,250 (17.1%)
上下水道部門	1,242,797 (62.7%)
消防部門	3,306 (0.2%)
保健福祉部門	57,305 (2.9%)
文化・教育施設部門	114,660 (5.8%)

図 2-1 部門別排出割合

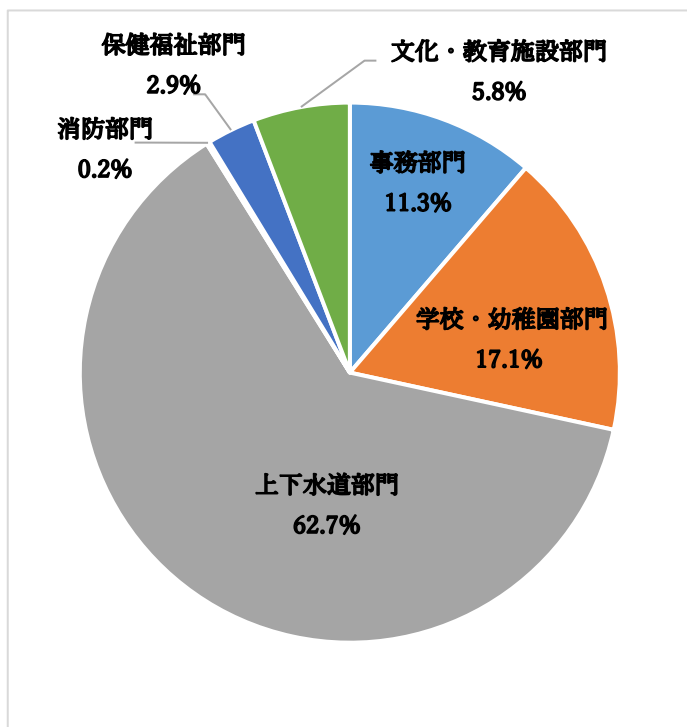
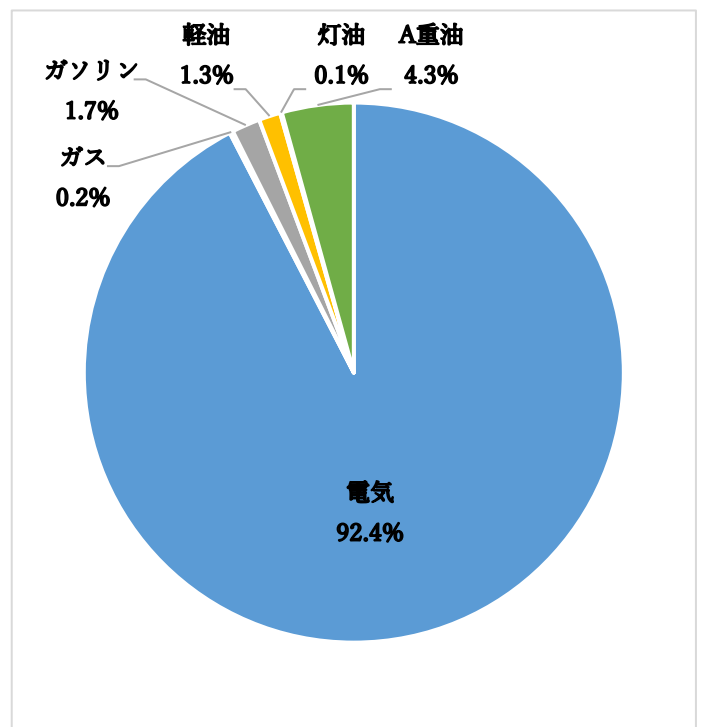


図 2-2 排出源別排出割合



第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標について、以下のように定めます。

【目標】

温室効果ガスの排出量を令和12年度までに令和5年度から31.2%削減し、令和12年度までに基準年度比51.0%削減を目指す。

表3-1 温室効果ガス排出量の目標

	基準年度 (H24年度)	現状 (R5年度)	目標 (R12年度)
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	2,782,372	1,980,888	1,363,362
H24年度対比	—	▲28.8%	▲51.0%

2 個別目標

温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、温室効果ガスの排出に係る活動に対し、個別の削減目標を以下のように設定しました。

表3-2 温室効果ガス排出量の目標 (kg-CO₂)

CO ₂ 排出源項目	基準年度 (H24年度)	現状 (R5年度)	目標 (R12年度)
電気使用	2,429,619	1,830,168	1,257,663
ガス (LPG) 使用	12,130	3,063	1,754
ガソリン使用	83,522	34,034	22,982
軽油使用	31,753	26,735	16,715
灯油使用	144,725	981	1,395
重油使用	80,623	85,907	62,853
合計	2,782,372	1,980,888	1,363,362

※これらの個別目標の達成により、全体で温室効果ガス総排出量の51.0%を削減する。

第4章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 推進体制

温暖化対策に関する取組は、以下のような体制により町全体で推進します。

表 4-1 推進体制

推進組織の構成要素	構 成	内 容
地球温暖化対策 実行計画推進委員会	[委 員 長] 町長 [副委員長] 副町長 [推進委員] 各課局長	・ 計画の承認 ・ 見直し計画の検討、承認 ・ 各課、各施設への連絡
事務局	企画調整課	・ 計画案の作成 ・ 研修の実施、情報の提供 ・ 点検のとりまとめ ・ 見直し案の作成 ・ 計画推進のための連絡調整
庁舎・施設等管理部門	総務課	・ 設備関連の取組の実践
推進リーダー	各課・各施設に1名	・ 職員への改善指導 ・ 取組の点検・評価
推進員	全職員	・ 取組の実践 ・ 改善点の提案

(2) 職員への情報の提供

計画の周知と推進を図るため、職員に向けて情報提供を行います。

表 4-2 情報の提供

	内 容
提供方法	全庁情報サービス
内 容	計画の概要 取組項目 活動量の推移 など

(3) 会議の実施

職員の意識向上及び取組の点検・評価のため、会議を行います。

表 4-3 推進リーダーの会議

	内 容
対 象	推進リーダー
頻 度	年 1 回程度（必要に応じて）
内 容	地球温暖化について、計画の目的、取組内容、計画及び取組に係る意見交換 など

(4) 計画の公表

計画は、広報紙等を通して一般に公開します。

表 4-4 計画の公表

	内 容
時 期	計画策定時
公表方法	広報紙、HP など
内 容	温室効果ガスの削減目標、主な取組 など (または、計画全文)

2 計画の点検

(1) 点検の内容

計画の実施状況を把握するため、毎年、温室効果ガス排出量の調査を行います。また、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、点検・評価・見直しを行います。

表 4-5 点検の内容

	内 容
温室効果ガス 排 出 量	方 法：地球温暖化担当（企画調整課）が、活動量調査票に活動量を記入する。 とりまとめ：温室効果ガス総排出量の算出 個別項目（電気、燃料など）活動量の算出 経年推移（基準年度比、経年変化）の算出 評 価：排出量を目標値とし、達成度（達成の見込み）を評価する。 頻 度：年 1 回
取組の 実施状況	方 法：PDCA サイクルにより、年度ごとに温室効果ガス排出量の実績を集計する。 とりまとめ・評価：前年度比較や評価の結果をもとに、よく取り組まれている項目とあまり取り組まれていない項目を抽出する。あまり取り組まれていない項目については、その要因の分析を行い、次年度への改善に繋げる。 頻 度：年 1 回程度

(2) 点検結果の公表

点検結果は事務局でとりまとめ、庁内及び庁外に向けて公表します。

表 4-6 点検結果の公表

	内 容
方 法	職員向け…全庁情報サービス 一般向け…広報紙、HP など
頻 度	年 1 回
内 容	温室効果ガス排出量の結果、取組の実施状況など

3 計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や推進状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 具体的な取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出を抑制し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、町の事務及び事業に係る具体的な取組を定めて実践します。

取組については、温室効果ガス排出量の削減に直接に資する項目だけでなく、間接的に地球温暖化の防止に資する項目についても設定し、積極的に地球温暖化対策に取り組めます。

(1) 事務活動に係る取組について

町の事務活動や施設管理においては、省エネルギー活動の徹底や、省エネルギー型機器の積極的な導入などにより温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、町で使用する物品については、調達から使用、廃棄に至るまでの全ての段階を通じて、詰替型商品など環境に配慮した物品の優先的な購入や、使用量の抑制、廃棄前のリサイクルなど、直接あるいは間接的に地球温暖化対策に資する取り組みを推進します。

〔取組分野〕 冷暖房、照明、OA 機器、電化製品、車両燃料、その他（紙、水、廃棄物）

(2) 事業活動に係る取組について

町が行う建設事業では、設計、施工、建設廃棄物の処理に至る各段階を通じて環境に配慮するように努め、緑化の推進、省エネルギー設備の導入、建設廃棄物の適正処理等を推進します。

〔取組分野〕 建設事業、廃棄物処理事業、その他（緑化、イベント等）

2 取組内容

(1) 事務活動に係る取組

① 冷暖房

電気使用量を抑制する取組

燃料使用量を抑制する取組

●冷暖房設備の運用と管理

- ・省エネルギー型冷暖房設備を採用、交換していく。
- ・温度設定は冷房が 28℃、暖房が 19℃とする。
- ・クールビズ・ウォームビズにより冷暖房の使用を減らす。
- ・フィルター等は、定期的（2 か月に 1 度）に清掃する。
- ・カーテンやブラインドを開閉し、冷暖房の効率を高める。
- ・グリーンカーテン等を活用し、冷房の効率を高める。
- ・冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。

- ・冷暖房機器の設置時には、室外機、ダクト、空調機器の設置場所を工夫し、空調のロスをなくす。

② 照明

電気使用量を抑制する取組

●照明の使用

- ・省エネルギー型照明を採用、交換していく。
- ・昼休みは原則的に消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。
- ・通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- ・トイレ、会議室、給湯室等は退室時に必ず消灯する。
- ・始業前・終業後は、執務に必要な最低限の範囲のみ点灯する。
- ・作業に十分な自然光が確保できる場所では点灯しない。
- ・照明器具は、定期的に清掃する。

③ OA 機器・電化製品

電気使用量を抑制する取組

●OA 機器・電化製品の使用

- ・終業時には、OA 機器（パソコン、コピー機等）の電源を切る。
- ・パソコン等については節電マニュアルを作成し徹底する。
- ・退庁時には、可能な限り電化製品のプラグを抜く。
- ・コピー機はミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする。
- ・冷蔵庫のパッキンは定期的に清掃する。
- ・移動にはできるだけ階段を使い、エレベーターの使用は控える。

●OA 機器・電化製品の更新

- ・OA 機器・電化製品は、省エネルギー型機器への更新を促進する。
- ・自動販売機は省エネルギー型機への転換や、台数の見直しを行う。

④ 車両燃料

燃料使用量を抑制する取組

●交通手段の見直しとエコドライブ

- ・長距離の移動には、電車等の公共交通機関を積極的に利用する。
- ・不要なアイドリングをしない。
- ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。
- ・車には不要な荷物を積んだままにしない。
- ・経済速度（一般道路 40km/h、高速道路 80km/h）で運転する。
- ・通勤における徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推奨する。

●車種の見直し

- ・必要な台数、車種を見直す。
- ・購入時には、電気自動車、低公害車、低燃費車等の導入を推進する。

- ・EV・PHVや充電設備を充実させる。

⑤ その他

間接的に地球温暖化対策に資する取組

燃料使用量を抑制する取組

●紙使用量の削減

- ・庁内LANを活用し、不要な印刷は避ける。
- ・用紙の裏面利用を徹底する。
- ・片面のみ印刷された紙を廃棄しないよう、分別する。
- ・会議資料・内部資料の簡素化に努める。
- ・庁内の会議では封筒を配布しない。
- ・配布物（庁内、庁外）は、原則として両面印刷にする。
- ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定する。
- ・紙は、基本的に古紙配合率70%以上、白色度70%以下とする。

●水・給湯設備の使用

- ・蛇口には、節水コマを取り付ける。
- ・食器類の洗浄は、ため洗いで行う。
- ・配水管の水漏れ点検を定期的に行う。
- ・給湯設備の温度設定を用途により定める。

●廃棄物の削減・リサイクル

- ・使い捨て製品は、できるだけ使用しない。
- ・物品の長期使用に努める。
- ・物品はできるだけ共同で使用する。
- ・分別回収ボックスを設置する。
- ・事務室内のゴミ箱はできるだけ少なくする。
- ・納入物品等の包装は、簡素化を要請する。

(2) 事業活動に係る取組

① 建設事業

電気使用量を抑制する取組

燃料使用量を抑制する取組

間接的に地球温暖化対策に資する取組

●建築物の設計・施工

- ・省エネルギー型照明を採用する。
- ・敷地内や屋上の緑化を推進し、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ・断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ・採光に配慮した設計とする。
- ・節水コマやセンサー式水栓などを採用し、水使用量を削減する。

- ・廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。
- ・再生資材等の環境負荷の少ない建設材を採用する。
- ・耐久性の高い材料・工法を採用し、長寿命化に努める。
- ・熱帯材型枠の使用抑制に努める。
- ・風力発電、太陽光発電、小水力発電等の新エネ技術を積極的に取り入れていく。
- ・新築・改修時には環境に配慮した設計・施工を行う。

② 廃棄物処理事業

燃料使用量を抑制する取組

間接的に地球温暖化対策に資する取組

●廃棄物処理量の削減

- ・ごみ排出量を抑制する啓発を推進する。
- ・プラスチック類の分別を徹底する呼びかけを行う。
- ・処理過程で発生する廃熱の有効利用を推進する。

③ その他

間接的に地球温暖化対策に資する取組

電気使用量を抑制する取組

●緑化・森林整備

- ・公園や街路の緑化を推進する。
- ・森林環境譲与税を活用し、人工林の間伐等森林の整備を行う。

●イベント等

- ・配布物・販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努める。
- ・再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知し、啓蒙を図る。
- ・分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努める。
- ・来場者に対し、公共交通機関や徒歩等での来場を呼びかける。

●就業時間

- ・適正な人員配置を行い、残業を減らす。
- ・DX化等による効率的な事務の見直しを行う。

●環境負荷の低減

- ・伐採木の資源化やごみ堆肥化を進めながらごみ減量化やリサイクルを推進する。

資料 令和5年度温室効果ガス排出量調査結果

【調査施設】

事 務 部 門：役場庁舎

学校・幼稚園部門：中学校（2校）、小学校（2校）、幼稚園（1園）、旧幼稚園（1園）
給食センター

上 下 水 道 部 門：浄水場（2か所）、ポンプ室、取水場（2か所）

消 防 部 門：消防団

保 健 福 祉 部 門：保健福祉センター

文化・教育施設部門：図書館、体育センター、野球場、風力発電所

【排出係数】

消費エネルギー項目	単位	係数
電気使用量	kwh	0.475
ガス使用量（LPG）	m ³	6
燃料使用量（ガソリン/車両）	L	2.32
燃料使用量（軽油/車両）	L	2.58
燃料使用量（ガソリン/その他）	L	2.32
燃料使用量（軽油/その他）	L	2.58
燃料使用量（灯油）	L	2.49
燃料使用量（A重油）	L	2.71

【地球温暖化係数】

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1

【温室効果ガス排出量の算定方法】

温室効果ガス排出量 ＝ 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

① 温室効果ガス排出量 消費エネルギー項目別

消費エネルギー項目	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,830,168
ガス	3,063
ガソリン	34,034
軽油	26,735
灯油	981
A重油	85,907
	1,980,888

② 温室効果ガス排出量 月別推移

部門	対象施設	温室効果ガス排出量 (kg-CO2)													
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	
事務部門	1. 役場庁舎	14,562	12,024	14,322	20,548	24,002	25,451	20,762	13,467	14,508	18,073	25,459	21,392	224,570	224,570
学校・幼稚園部門	2. 中学校 2 校	3,949	4,181	4,723	5,189	6,270	11,546	5,055	4,785	5,253	5,726	5,708	5,732	68,117	338,250
	3. 小学校 2 校	4,548	4,554	5,199	7,323	8,975	12,254	5,139	5,157	5,260	5,937	6,532	5,800	76,678	
	4. 幼稚園 1 園	1,317	1,254	1,250	3,030	1,604	1,738	1,303	1,329	1,462	1,456	1,537	1,601	18,881	
	5. 給食センター	13,177	12,963	16,951	19,896	7,909	15,267	16,039	15,446	13,029	14,428	16,035	13,434	174,574	
上下水道部門	6. 浄水場 2 か所	6,320	5,681	5,627	4,863	6,372	7,124	5,856	6,480	7,187	7,324	7,790	7,017	77,641	1,242,797
	7. ポンプ室	67,685	65,308	65,208	64,989	77,356	76,196	66,101	66,099	58,510	62,639	58,187	60,667	788,945	
	8. 取水場 2 か所	27,525	28,393	30,990	28,846	31,522	30,710	30,155	33,858	37,079	34,576	27,759	34,798	376,211	
消防部門	9. 消防団	57	48	119	146	0	218	250	212	442	874	533	407	3,306	3,306
保健福祉部門	10. 保健福祉センター	3,550	3,109	3,485	4,935	7,039	7,509	5,750	3,638	3,782	4,394	5,439	4,675	57,305	57,305
文化・教育施設部門	11. 図書館	3,467	3,027	3,222	8,683	6,125	4,572	2,248	2,418	3,570	5,292	4,859	4,568	52,051	114,660
	12. 体育センター	1,146	1,155	832	1,437	1,015	957	764	1,031	906	877	1,021	1,123	12,264	
	13. 野球場	49	54	45	43	46	47	48	52	42	46	41	50	563	
	14. 風力発電所	4,414	4,434	4,214	4,268	4,074	3,937	4,068	3,991	4,164	4,180	3,916	4,122	49,782	
合 計		151,766	146,185	156,187	174,196	182,309	197,526	163,538	157,963	155,194	165,822	164,816	165,386	1,980,888	1,980,888